

諮問番号：平成29年度諮問第10号

答申番号：平成29年度答申第12号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、原処分（生活保護費返還処分）の取消しを求め、次のとおり主張している。

- (1) 母から借り入れた本件借入収入（2万円）は、冠婚葬祭等のための費用が必要となり、母から一時的に借金をしたもののだが、保護費の支給日には返済している。
- (2) 本件借入収入を返還することとなれば、二重に借金を返済することと同じことになり、憲法で定める文化的な生活ができなくなる。

#### 2 処分庁の主張の要旨

- (1) 本件借入収入の受領により、請求人の活用可能な資産が増加していることは明らかである。
- (2) 保護受給中に借入を行い、その最低限度の生活を維持するのに必要な資産以上のものを有するに至った者に対し、当該収入を一切考慮しないことになれば、法第4条に定める保護の補足性の観点から不合理である。
- (3) よって、本件借入収入は、当該世帯の資産として、生活保護法（以下「法」という。）第63条による返還金の対象となるべきものである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 原処分について

本件借入金収入は、法の処理基準によれば、「仕送り、贈与等による収入」に該当し、将来返済が予定されているものであっても、審査請求人の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するから、原則として収入認定の対象となり、保護基準において、社会通念上収入として認定することを適当としないものとされるもののいずれにも該当しないから、これを収入認定した処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、借入金保護の支給日には返済し、借入金相当額を返還することになれば、二重に借金を返済することと同じになるから、原処分は違法又

は不当であると主張するが、被保護者は、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、保護の範囲内で生活できるように計画的に生活しなければならないから、生活費不足分をしのぐために借入れをすることは、法の予定するところではなく、審査請求人の主張を採用することはできない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成29年6月8日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月13日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（法第4条第1項）、要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、借入収入は、「仕送り、贈与等による収入」に該当するから、原則としてすべて収入認定され、例外として社会通念上収入認定することが適当でないものは除かれているところ、その例外は、他法他施策による貸付金等、限定的に列挙され、かつ、貸付けに当たって保護の実施機関による事前の承認が必要とされている。

そこで本件についてみると、審査請求人は、冠婚葬祭等の費用のため一時的に母から計2万円を借り入れたことにより、審査請求人の最低限度の生活の維持のために活用可能な資産は増加したものと認められる。また、本件借入収入は、保護基準において収入認定できない例外事由のいずれにも該当せず、かつ、処分庁の事前の承認を求めたという事実も認められないから、収入認定の対象となるというほかなく、このことは、既に返済されたという事情があっても、変わるものではない。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美